

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（232））
2. 日 時：平成29年7月25日 10時00分～12時00分
3. 場 所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡安全審査官、義崎管理官補佐、皆川係長、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他9名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 機械保修課 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』における、「原子炉格納容器の限界温度・圧力」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（全体について）

- 先行審査も参考にしながら、資料の全体構成を見直すこと。特に評価方法や評価結果の妥当性が（口頭での補足を要せずに）書類の記載から判断できるようにすること。
- 評価の範囲である原子炉格納容器バウンダリについて、200℃、2Pd（最高使用圧力の2倍）の条件において、代替循環冷却系等を使用する場合には、格納容器バウンダリとして評価の範囲が変わることについても、整理して提示すること。
- 設計・建設規格に基づく評価や既工認と異なる評価を行うものについては、その考え方、妥当性を整理して提示すること。特に第2表において、評価方

法を(b)に分類した項目は、設計・建設規格に準拠した評価方法と異なる具体的な内容を「評価方法の概要」に記載すること。

(原子炉格納容器基部の評価)

- 評価に用いる原子炉格納容器の呼び厚さ (t) として、設計確認値ではなく、公称値を用いている理由を整理して提示すること。
- 第 1-1(1) 図の応力評価点について、評価点を選定した妥当性が判断できるように、原子炉格納容器基部の構造が分かる図を追加すること。
- 原子炉格納容器基部の評価において、供用状態 A, B に対する許容値 (許容応力の値) を用いている理由を整理して提示すること。
- 別添 1-2 の 2 倍勾配法を東海第二の評価に適用するにあたり、評価対象の材料に適用可能な手法であるかも含めて、その妥当性を説明すること。その際、安全率の技術的な根拠や 1.5 倍の安全率を取らないことの見方も含めて全体を整理して提示すること。

(その他)

- 参考資料 2 「改良 EPDM 材料における縮小モデル試験結果の適用について」における「実機の 2Pd 時以上の開口量を模擬した条件」について整理して提示すること。
- 参考資料 9 「シール材の運転環境 (放射線量、温度) の考慮について」において、核分裂生成物 (FP) による化学的影響、水素による影響について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価